

茨城調査時報



目次

国勢調査についてのお願い	1
昭和30年国勢調査宣伝実施要領	2
昭和30年国勢調査市町村関係指示事項	3
毎月勤労統計調査結果速報	7
昭和29年産農作物実収高(その3)	11
昭和29における伝染病の発生状況	15
本県における商業調査の結果概要(その5)	17
毎月人口世帯異動調査結果速報	20
生産動態調査結果	21
統計用語の解説	25
編集室	26

1955.8

国勢調査についてのお願い

来る10月1日には全国いつせいに国勢調査が行われます。

国勢調査は5年ごとに行われるもので国内人口の状況を調べ、今後5ヶ年間に於けるわが国の政治、行政の基礎資料を作るもつとも大切な調査です。

この調査では皆様の世帯にふだん住んでおられるすべての人について、1人もれなく申告していただくことになっております。すなわち皆様1人々々の正しい申告をもとにして、正しい統計を作り、私たちの住んでいる村や町、県や国の正しい政治を行うことができるのです。そして私たちの平和で明るい生活ができるのです。

調査に当っては、先づ皆様の住んでおられる市町村の国勢調査員が、9月24日から9月30日までの一週間に皆様のお宅を訪問して、国勢調査票を配付し、いろいろの調査事項の説明を行いますから調査票をよく読んで、若しもわからないことや、疑問の点がありましたなら御遠慮なく国勢調査員におたずね下さい。なお皆様の申告されたことは、統計を作るために使うだけで、税金やその他の目的には絶対に使用しませんから、安心してありのままの事実を正しく申告するようにお願いします。

皆様にはお忙しいところ誠に恐縮とは存じますが、今回の国勢調査の目的を十分達成できるように御協力されることを切に望みます。

昭和30年国勢調査宣伝実施要領

茨 城 県

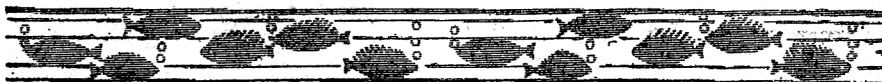
1. 趣 旨

今回実施される昭和30年国勢調査の重要性にかんがみ、これが調査趣旨の周知徹底と統計思想の普及を図るために諸種の宣伝事業を行い、一般県民の理解ある積極的な協力を要請して所期の目的を達成する。

2. 要 領

種 別	期 間	実 施 要 領
予 想 人 口 の 懸 賞 募 集	メ切 9 月 30 日	昭和30年国勢調査における本県人口の予想数を広く県民から懸賞募集して、1位(1名)、2位(2名)、3位(5名)、4位(25名)に賞品を贈る。なおこの募集広告は朝日、毎日、読売、いはらき新聞、NHKおよび県の各課局、教育庁などの機関誌(紙)に依頼すると共に宣伝ビラ2万5千枚を作成して、各市町村および小中学校、高等学校に配付する。 この応募規定は23頁参照のこと。
新 聞、ラ ジ オ の 利 用	9 月 中 旬 から 9 月 下 旬 まで	三大新聞の地方版、いはらき新聞及びNHKの「県民の時間」を利用して、国勢調査の趣旨とその重要性を強調し、一般県民の協力を要請する。なお特に9月下旬には県実施本部長の談話を発表する。

統計機関誌（紙）の利用	7月 中旬 から 9月 下旬 まで	調査趣旨の重要性と調査要領及び注意事項などを「茨城調査時報」、 「調査茨城」に特集号として収載する。
「福祉茨城」その他機関誌（紙）などの利用	8月 月上旬 から 9月 下旬 まで	県の各課室局の発行している各機関（紙）紙を利用して、調査趣旨の 重要性と国勢調査の標語などを収載するように依頼する。
懸垂幕及び 横断幕の掲揚	9月 1日 から 10月 1日 まで	県庁玄関前及び各地方事務所、各市役所に懸垂幕を、県内主要駅（水 戸、日立、土浦、取手、下館）及び県宣伝車3台に横断幕をそれぞ れ掲揚して、旅行者、通勤者及び一般行人などに宣伝する。
宣伝車の利用と チラシの配付	9月 月上旬 から 9月 下旬 まで	宣伝車を利用して県の宣伝班を2つ編成し、県内各市町村を巡回し ながら国勢調査の啓蒙宣伝を行い、一般県民の協力を要請する。な お同時に宣伝用チラシ2万5千枚を作成して配付する。
主要駅及び映画館の スピーカー利用	9月 1日 から 9月 30日 まで	県内主要駅（水戸、日立、土浦、取手、下館）及び映画館のスピー カーを利用して、旅客及び観衆に対し調査の協力を要請する。
宣伝用ポスター、ス テッカーの利用	8月 月上旬 から 9月 下旬 まで	統計局作成の宣伝用ポスター14,500枚、ステッカー10,000枚を各市 町村に配付して、最も宣伝効果のある場所に展示する。 たとえば駅、停留場、百貨店、映画館、汽車、電車内、官公庁、 会社、市町村の掲示板など。
学校用パンフレット ポスターの配付		教育庁及び学校関係者の協力によつて統計局作成のパンフレット （教師、児童用）、ポスターを高等学校及び小、中学校へ配付する。
スライド写真及び幻 灯機の利用	8月 月上旬 から 9月 下旬 まで	統計局作成のスライド写真（指導員用2組、一般用2組）及び幻灯機 （2台）を利用して、県内の主要市町村における映学会を開催する。 更に県としては国勢調査の宣伝用スライドを100枚作成して、県内 の常設映画館に上映を依頼する。
野立看板の仮設	8月 1日 から 10月 1日 まで	野立看板を県庁前及び水戸市の適当な場所に仮設して、一般行人 に宣伝する。
記念スタンプの作成	9月 1日 から 9月 30日 まで	国勢調査の記念スタンプを2種作成して、県の發送文書に押印す る。



昭和30年国勢調査 市町村関係指示事項(抜粋)

総 理 府 統 計 局

1. 調査区及び調査区地図の修正について

昭和30年国勢調査調査区の設定については、去る5月31日をもって一応その事務を終了したが、その後においても市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更等によつて調査区の修正を必要とする場合が予想される。この場合には、昭和30年国勢調査調査区設定要領第5(昭和30年国勢調査調査区の修正について)により引き続き調査区及び調査区地図の修正を行い、昭和30年10月1日現在をもつて確定するよう指導されたい。

2. 国勢調査員の資格要件等につて

昭和30年国勢調査の事務に従事する国勢調査員の資格要件については、全国都道府県統計主管部課長会議における指示及び注意事項3国勢調査員の選考と配置についての項で述べられているが、このうちの第5号及び第6号に關し疑義のある向もあるので、次のとおり補足致しますから御了知下さい。

なお、国勢調査員に対しては、人事院規則14—7および同指令14—3の規定によつて、国家公務員法および右規則の政治的行為の禁止又は制限に関する規定は適用されないものと解せられるが、国勢調査員たる者は世帯訪問に當つてこれらに関する種々の誤解を受けることのないよう指導方御配慮願います。

記

1. 徴税事務等に直接関係のある者の中には、市町村役場の職員等が臨時的に徴税の事務を応援した程度の者は含まれないものとする。
2. 選挙関係者の中には、国勢調査員として世帯を訪問した際選挙運動を行うおそれのある者を指しているので、選挙管理事務を行う者等は含まれないものとする。
3. 国勢調査指導員及び国勢調査員の任命及びその職務執行期間について

国勢調査指導員は7月31日付で、国勢調査員は8月31日付でそれぞれ任命し、いずれも10月15日をもって解任するものであるから了知ありたい。

なお、国勢調査員の職務執行期間は令第10条により9月24日から10月15日までと定められているが、その行う準備調査は9月24日から30日までに完了し、実地調査は10月1日から3日までのできるだけ早い時期に完了せしめるよう指導されたい。

4. 国勢調査員証について

国勢調査員に対しては、その身分を証明するため「国勢調査員証」(左記様式)を交付することとしたから、国勢調査員はこれを必ず携行して調査に當るよう指導されたい。

なお、国勢調査員証の発給事務は各市町村長に委任するが、その発給番号は、市区町村ごとに「一」から始まる一連番号とする。

(表)

発給番号第 号
国勢調査員証
氏名
職務執行期間 昭和三十年九月二十四日から昭和三十年十月十五日まで
右の者は昭和三十年国勢調査の国勢調査員であることを証明する
昭和三十年八月三十一日
総理府統計局長印

(裏)

統計法(抄)
第五条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。
(後略)
第十四条 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない。
第十五条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。
(後略)

5. 国勢調査員の擔当調査区を指示する方法について

国勢調査に當つて、世帯の重複脱漏を防ぐためには、まず国勢調査員に担当調査区を明確には握させる必要があるから、担当調査区の字名及び番地を指示するとともに

に、必ず次のいずれかの方法により図面でその地域を明示するよう指導されたい。

1. 市区町村において照査表裏面の調査区要図を記入する個所に、市区町村調査区地図に基きあらかじめ担当調査区と隣接調査区との境界その他主要な道路、地物等を明瞭に記入して国勢調査員に交付する。

6. 調査票及び照査表の都道府県名、市町村名等の記入について

調査票及び照査表の都道府県名、市町村名等の記入については、次の取扱いによるよう指導されたい。

1. 調査票の都道府県名、市郡支庁名、区町村名及び調査区番号は、国勢調査員が記入することになっているが、市町村長は、国勢調査員に配布する調査票のうち1枚にこれらの欄の記入を行い、調査票の配布を行うものとする。

なお、各調査票のこれらの欄の記入は、なるべく市町村において適当な印を作成し、国勢調査員に配布する全調査票に押印して行うものとする。

2. 照査表の都道府県名、市郡市庁名、区町村名及び裏面の調査区の区域は、市町村長が記入した上国勢調査員に配布するものとする。

7. 自衛隊地域の調査について

自衛隊地域(後置番号6の調査区)の調査については、「国勢調査の手引(自衛隊地域用)」によることとなるが、特に次の点に留意し調査の実施の遺憾のないよう、自衛隊地域のある市町村の長に指示されたい。

1. 市町村長は、各自衛隊地域にある自衛隊の責任者と協議の上、自衛隊員中の1名を国勢調査員として選考する。

2. 営舎内又は艦船内居住者以外の者で自衛隊地域内に常住する者については、国勢調査員が一般の調査票を用いて調査する建前であるが、国勢調査指導員が調査の事務を分担しても差し支えない。

8. 世帯及び世帯員のは握について

今回の調査は、前回と同様にいわゆる常住地主義を採用しているが、前回と異り、氏名、続柄等一部の調査事項については自計申告の方法を採用している。従つて、世帯及び世帯員の正確な把握のためには、国勢調査指導員、国勢調査員のみならず、申告者にまで常住の意味を徹底させる必要があるから、この点の指導に万全を期せられるとともに、調査の実施に当つては、世帯主が世帯員を正確に申告しているかどうかを国勢調査員が必ず確認するよう指導されたい。

9. 照査表裏面の「調査区の概況」欄の記入について

照査表裏面の「調査区の概況」欄は、国勢調査員からの

照査表の提出をまつて、市町村長が次の要領によつて記入するよう指導されたい。

1. この欄には、後置番号が1の調査区だけについて記入する。

2. 各調査区が3に述べる(1)から(7)までのどれに当るかを判断し、該当する欄に○印を記入する。該当する欄が2つ以上あるときは、それぞれの欄に○印を記入する。その調査区がどの欄にも該当しないときは、各欄にわたり斜線を引く。

3. 各欄の内容は、次のとおりである。

(1) 普通住宅 3割以上 普通の住宅(店舗や工場などの附属していない専用住宅)が調査区の世帯数の約3割以上ある調査区。

(2) 公営住宅 3割以上 公営住宅(県営住宅市営住宅など)が調査区の世帯数の約3割以上ある調査区。

(3) 社宅 3割以上 会社や工場などの社宅が調査区の世帯数の約3割以上ある調査区、又は人口の約3割以上が会社、工場、学校などの寄宿舎に住んでいる調査区。

(4) 農家 3割以上 農家が調査区の世帯数の約3割以上ある調査区。

(5) 漁家 2割以上 漁家が調査区の世帯数の約2割以上ある調査区。
半農、半漁の家は漁家とみなす。

(6) 商店、事務所 2割以上 商店や事務所が、調査区の世帯数の約2割以上ある調査区。

(7) 工場 2割以上 工場(家族だけでやっている小さな町工場を含む)が、調査区の世帯数の約2割以上ある調査区。

10. 照査表及び要計表の作成について

今回の調査に当つては、調査票の附属書類として、国勢調査員は照査表を、市町村表及び都道府県知事は要計表を作成する。

照査表は準備調査の結果を示すだけでなく、速報人口を算出するための要計表の基礎ともなるものである。従つて、照査表については調査票との対照検査を励行するとともに要計表についてもその作成について細心の注意を払うよう指導されたい。

11. 要計表の作成について

自衛隊地域(後置番号6の調査区)及び矯正施設のある地域(後置番号5の調査区)の調査について、一般の調査票と異なる国勢調査特別調査票を用いることとなつている。このため、都道府県要計表、郡支庁要計表及び市区町村要計表には、これを区分して記入することとなるが特に市区町村要計表の作成に当つては、次の注意が必要

であるから誤りのないよう自衛隊地域又は矯正施設のある市町村の長に指示されたい。

市区町村要計表の小計合計欄のうち、国勢調査特別調査票に関する部分については、調査単位数及び人員の男女別数をも記入することとなっているが、これらはいずれも特別照査表の記入から直接に算出するものとする。

12. 調査関係書類の整理方法について

1. 調査関係書類は次の方法によつて整理するよう指導されたい。

(一) 調査票及び調査区表紙

調査票は各市町村において、1調査区ごとに、一般の調査票は記入面を上にし、特別調査票は表面を上にして「調査票通し番号(調査区につき)」の第1号の調査票が一番上になるように番号の順に重ね、その上に調査区表紙をのせて、表紙の左側○印の個所を本局から送付する「コヨリ」(2つ折にして使用する)で綴る。

1調査区で、一般の調査票と特別調査票とがある場合は、一般の調査票を上にして一綴りにする。

調査区表紙は、各市町村において、一調査区について一枚作成するものとし、市町村記入欄に青インキ又は墨で「都道府県名」、「市郡支庁名」、「区町村名」「調査区番号」及び「調査票枚数」を明瞭に記入する。「調査票枚数」には、一般の調査票と特別調査票の枚数をそれぞれ該当の個所に記入し、該当の調査票がない場合は「0」枚と記入する。

なお、「無世帯」の調査区についても調査区表紙を作成する。

(二) 照査表

照査表(特別照査表を含む)は、各市町村において、「調査区番号」順に重ね、その上に市区町村名を標示した適当な紙を添えて、上部○印の個所を綴る。

照査表が1市区町村で200枚をこえるような場合はおおむね100枚ごとに一綴とする。

13. 調査もれ及び重複調査の申出のあつた場合の処置について

調査を受けなかつた者及び重複して調査を受けた者は10月7日までに、市町村長に申し出ることとなっているが、このような申出のあつた場合は、市町村長が適確情況判断を行い、おおむね次の要領で処置するよう指導されたい。

1. 調査もれの申出のあつた場合

(一) 住居のあるものについては、その住居のある調査区の担当国勢調査員に連絡する。

(二) 住居のないものについては、申出のあつた市町村役場の所在する調査区の担当国勢調査員に連絡す

る。

2. 重複調査の申出のあつた場合

重複して調査された調査区の担当国勢調査員に連絡する。

14. 調査趣旨の普及について

本局においては、調査趣旨を普及するため、新聞、ラジオ等を通じて一般宣伝を行う予定であるが、地方においてもそれぞれの特殊事情を考慮の上普及宣伝に努め、国勢調査員の活動を円滑ならしめるよう配慮されたい。

15. 人口移動の防止について

調査の時期に被調査者が不在であることは、調査上不都合を来す恐れが多いから、その時期には、なるべく不急の催し物を計画することを避けるよう関係の向と連絡するとともに、なるべく各人が常住地を離れないで調査に協力し得るよう一般に周知せしめられたい。

16. 附帯調査について

附帯調査を行うことは、申告者、国勢調査員の負担を大にし、ひいては、調査の精度に重大な影響を及ぼすおそれがあるので、これを認めない方針であるから了知ありたい。

17. 特殊な地域又は特殊な人口の調査について

今回の調査においては、次に掲げる特殊な地域又は特殊な人口の調査について、それぞれ特別な方法を講ずることとしているが、その事務はいずれも市町村長を通じて行われるものであるから、その指導につき格別の考慮を払われたい。

1. 自衛隊地域

(一) 国勢調査員 自衛隊職員中から任命する。

(二) 調査票 営舎内及び艦船内居住者については特別調査票(自)を、営舎外居住者で自衛隊地域内に居住する者については一般の調査票を用いる。

(三) 調査の単位 営舎内居住者については、おおむね250名をもつて1単位とし、艦船内居住者については、各艦船を1単位とする。

(四) 調査に対する協力方については、防衛庁から各隊に連絡を行う予定であるが、地方においても各隊との連絡を密にするものとする。

2. 矯正施設

(一) 国勢調査員 矯正施設の職員中から任命する。

(二) 調査票 刑の確定している収容者については、特別調査票(矯)を、構内に居住する職員については、一般の調査票を用いる。

(三) 調査の単位 刑の確定している収容者については、おおむね250名をもつて1単位とする。

(四) 調査に対する協力方については、法務省から各

設に連絡を行う予定であるが、地方においても各施設との連絡を密にするものとする。

3. 駐留軍、国連軍地域

(一) 要すれば国勢調査員の選考について特別の考慮を払うものとする。

(二) 調査に対する協力方については、本局においても関係方面に依頼を行う予定であるが、地方においても関係の向と連絡を密にするものとする。

4. 水面調査区

要すれば国勢調査員の選考について特別の考慮を払うものとする。

5. 外国人

(一) 要すれば国勢調査員の選考について特別の考慮を払うものとする。

(二) 外国人のうち英語を解する申告者に対しては、必要に応じ、参考のため、調査票の英訳を配布する。

(三) 外国人については、特にその協力を得ることが必要であるから、調査の実施に当つては、特に慎重を期するものとする。このために本局においても関係方面と連絡を行う予定であるが、地方においても関係の向と連絡を密にするものとする。

6. 住居不定者

公園、簡易旅館、駅の周辺、ガード下等における住所不定者については調査もれのおそれがあるから、別に指示する方法に従い、調査もれのないように特に注意を払うものとする。

18. 矯正施設地域の折査について

矯正施設のある地域(後置番号5の調査区)の調査については、「国勢調査の手引(矯正施設用)」によることとなるが、特に次の点に留意し調査の実施に遺憾のないよう矯正施設のある市町村の長に指示されたい。

1. 市町村長は、矯正施設の責任者と協議の上、その職員中の1名を国勢調査員として選考する。
2. 未決の収容者で自宅のない者等については、一括して別の準世帯とし一般の調査票を用いて調査を行う。
3. 施設内に常住する職員等については、国勢調査員が一般の調査票を用いて調査する建前であるが、必要があれば国勢調査指導員が調査の事務を分担しても差し支えない。

19. 水面調査区の調査について

水面調査区(後置番号8の調査区)の調査に当つては、次の点を留意するよう指導されたい。

1. 調査の対象となる船舶

10月1日午前零時現在に停泊中の船舶のほか、調査日(10月1日)前に本邦の港湾を發し10月3日までに本邦の港湾に入港した船舶についても調査する。

なお、今回の調査では、外国船舶については、調査しないこととなっている。また自衛隊の使用する船舶については、その船舶が籍を置く地方総監部で一括して調査することとなるので水面調査区では調査を行わない。

2. 照査表及び水面調査区要図の作成

照査表は、実地調査の際に作成する。水面調査区要図は、陸上の調査区の要図の作り方に準じて作成し、船舶のあつた個所には、△の記号を付し、その中に世帯番号を記入する。

3. 船舶調査済証の貼付

1船舶の調査が終るごとに本局から送付する船舶調査済証を各船舶の外から見やすい所にのりて貼付する。

20. 外国人の調査について

外国人の調査に当つては、調査に対する理解と協力を得ることが必要であるから、国勢調査員の選考、配置及び訓練には特に注意するよう指導されたい。

なお、外国人のうち英語を解する申告者に配布する国勢調査調査票の英訳は、調査の際参考として用いるものであるから、これに記入したものをそのまま提出することなく、記入事項を邦訳の上、必ず国勢調査調査票に転記し、英訳調査票をそえて提出するよう指導されたい。なお、この場合、国勢調査調査票の世帯主または世帯の代表者氏名欄には、国勢調査員が記名押印する。

英訳調査票は、市町村において、国勢調査調査票の審査終了後焼却するよう指示されたい。

21. 住居不定者の調査について

住居の一定していない者については、調査もれとなりやすいから、次の点に注意して調査の万全を期するよう指導されたい。

1. 旅館、宿泊所等の調査に当つては、宿泊入中住居の一定していない者がいないかどうかを必ず確める。
2. 公園その他一般に人の居住しない場所で就寝する浮浪者については、そのような者のいる場所を予め確め要すれば、そのような地域の一覧表を作成しておき、国勢調査員が1人で調査することが困難であると認められた調査区には、特別の係員(市区町村の統計関係職員をもつてあてる。)を置く。
3. 前項のような調査区の調査に当つては、できる限り10月1日午前零時を期して各調査区一斉に調査を開始するものとする。この場合、警察の協力を求めることは差し支えないが、警察官が直接調査に携わるのではないようにする。
4. 浮浪者の「世帯主との統柄」(2欄)には、すべて「住居不定者」と記入する。この場合、いわゆる家族づれのものであつてもすべて「住居不定者」と加入する。

毎月勤労統計調査結果速報

(昭和30年4月分)

労働省大臣官房労働統計調査部
茨 城 県

— 結 果 の 概 況 —

1

1. 定期的給与は前月に引続き保合

本月の1人当り現金平均給与は14,842円で、3月の15,272円に比べ、430円の減少である。これは前月に年末手当と奨励手当などが一部事業所で支給された影響によるものである。一方定期的給与は次表のごとく、大きな変化なく横すべりの状態を続けている。

比 較 表

	現金給与総額	きまつて支給する 給 与	特別に支払われた 給 与
1 月	16,256円	14,552円	1,704円
2 月	14,428〃	14,410〃	18〃
3 月	15,272〃	14,573〃	699〃
4 月	14,842〃	14,632〃	210〃

2. 労働時間は僅かに増加

調査産業総数の実労働時間数は前月に比べて、3.7時間の増加である。これは製造業における11.2時間の増加が主因となつているが、これは前月の調査期間に2月末日が含まれているために労働時間、出勤日数が少なかったことによるものである。

産業別常用労働者1人平均労働時間数及び出勤日数

産 業 名	実 労 働 時 間 数		出 勤 日 数	
	4 月	対前月差	4 月	対前月差
總 数	191.3	+ 3.7	23.5	+ 1.0
鉱 業	187.3	- 7.5	23.5	- 0.6
生 産	186.3	- 9.6	22.8	- 1.0
管 理	192.3	+ 1.7	24.9	-
製 造 業	196.0	+11.2	23.3	+ 1.1
生 産	196.5	+11.7	23.1	+ 1.0
管 理	195.3	+10.6	24.0	+ 1.4
卸売及び小売業	178.0	- 0.3	22.5	- 0.4
運輸及び通信業	188.2	- 1.8	23.7	+ 1.1
建 設 業	173.5	-21.7	21.4	- 4.6
医療保健業	200.6	+ 7.1	24.2	+ 0.9

第1表 産業、常用労働者の種類及び性別 1人平均月間現金給与額並びに産業別臨時及び日雇労働者の1人1日平均現金給与額 (規模30人以上) (単位円)

産 業 名	現金給与総額			きまつて支給する給与			特別に支払われ た 給 与			臨時及び日雇 労働者の1人 1日平均現金 給与額
	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	
全 常 用 勞 働 者										
總 数	14,842	16,567	6,763	14,632	16,327	6,694	210	240	69	288
D 鉱 業	13,424	14,182	5,490	13,320	14,072	5,453	104	110	37	270
F 製 造 業	14,215	16,907	5,990	14,198	16,889	5,974	17	18	16	287
20 食 料 品 製 造 業	13,120	15,293	5,134	13,120	15,293	5,134	0	0	0	282
22 紡 織 業	5,772	12,438	4,684	5,710	12,276	4,638	62	162	46	204
23 衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	5,719	12,124	4,348	5,719	12,124	4,348	0	0	0	167
32 ガラス及び土石製品製造業	12,443	13,305	5,876	12,315	13,177	5,876	128	128	0	309
33 第一次金属製造業	15,572	16,525	7,288	15,572	16,525	7,288	0	0	0	0
35 機 械 製 造 業	13,294	14,144	6,209	13,248	14,094	6,194	46	50	15	308
36 電気機械器具製造業	17,521	18,306	7,273	17,521	18,306	7,273	0	0	0	326
G 卸 売 及 び 小 売 業	13,369	14,331	6,656	13,369	14,331	6,656	0	0	0	342
J 運 輸 通 信 業 及 び 其 他 公 益 事 業	16,699	17,492	9,673	16,021	16,777	9,317	678	715	356	286
E 建 設 業	7,977	8,801	4,622	7,977	8,801	4,622	0	0	0	346
K 医 療 保 健 業	15,699	21,664	11,463	15,699	21,664	11,463	0	0	0	218
生 産 勞 働 者										
D 鉱 業	13,223	13,850	5,003	13,150	13,775	4,965	73	75	38	—
坑 内	15,205	15,205	—	15,126	15,126	—	79	79	—	—
坑 外	9,442	10,595	5,003	9,381	10,527	4,965	62	68	38	—
F 製 造 業	8,960	21,441	7,980	18,955	21,436	7,978	5	5	2	—
20 食 料 品 製 造 業	14,412	16,862	6,581	14,412	16,862	6,581	0	0	0	—
22 紡 織 業	12,432	16,011	6,673	12,432	16,011	6,673	0	0	0	—
23 衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	10,959	14,905	5,613	10,952	14,905	5,613	0	0	0	—
32 ガラス及び土石製品製造業	16,207	18,570	8,299	16,207	18,570	8,299	0	0	0	—
33 第一次金属製造業	18,611	20,903	8,122	18,611	20,903	8,122	0	0	0	—
35 機 械 製 造 業	15,794	18,054	6,201	15,773	17,984	6,186	61	70	15	—
36 電気機械器具製造業	21,012	23,189	8,588	21,012	23,189	8,588	0	0	0	—
E 建 設 業	12,668	13,672	5,532	12,668	13,672	5,532	0	0	0	—
管 理 事 務 及 び 技 術 勞 働 者										
D 鉱 業	14,574	16,323	6,585	14,292	15,987	6,550	282	336	35	—
F 製 造 業	12,017	14,543	5,373	11,994	14,518	5,353	23	25	20	—
20 食 料 品 製 造 業	12,587	14,655	4,437	12,587	14,655	4,437	0	0	0	—
22 紡 織 業	4,902	8,076	4,575	4,840	7,914	4,529	62	162	46	—
23 衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	5,046	10,479	4,270	5,046	10,479	4,270	0	0	0	—
32 ガラス及び土石製品製造業	11,831	12,579	5,003	11,703	12,451	5,003	128	128	0	—
33 第一次金属製造業	13,917	14,439	5,964	13,917	14,439	5,964	0	0	0	—
35 機 械 製 造 業	12,016	12,413	6,205	11,978	12,375	6,205	38	38	0	—
36 電気機械器具製造業	15,117	16,588	6,277	15,117	16,588	6,277	0	0	0	—
E 建 設 業	6,237	6,759	4,437	6,237	6,759	4,437	0	0	0	—

(注)1. 総数及び製造業の結果は煙草製造業、木材及び木製品製造業、紙及び類似品製造業、印刷及び出版類似業、化学工業、精密機械製造業、第一次金属製造業、金属製品製造業、その他の製造業及び金融及び保険業(何れも調査事業所僅少のため公表除外)を含めて算定したものである。
 2. 総数の中には建設業及びサービス業は含まれない。
 3. 生産労働者欄の建設業は常用作業者についての数値である。
 4. 生産労働者、管理事務及び技術労働者の表の卸売及び小売業、金融及び保険業、運輸通信及びその他の公益事業サービス業の結果については、労働者の種類別に調査を実施していないので計数は得られない。

第2表 産業、常用労働者の種類及び性別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数(規模30人以上)

産 業 名	総実労働時間数			所定内労働時間数			所定外実労働時間数			出 勤 日 数		
	総 数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
全 常 用 勞 働 者												
總 数	191.3	193.3	182.7	177.8	177.9	177.7	13.5	15.4	5.0	23.8	23.8	23.5
D 鉱 業	187.3	188.2	177.0	170.4	170.4	169.8	16.9	17.8	7.2	23.3	23.3	23.5
F 製 造 業	196.0	200.0	183.9	180.9	181.3	179.7	15.1	18.7	4.2	24.1	24.3	23.3
20 食 料 品 製 造 業	204.4	209.3	186.4	188.2	189.7	182.7	16.2	19.6	3.7	25.2	25.6	23.4
22 紡 織 業	187.2	211.4	183.2	185.2	203.3	185.2	2.0	8.1	1.0	23.2	25.4	22.8
23 衣服及び身廻品製造業	194.3	210.3	190.9	189.8	204.0	186.8	4.5	6.3	4.1	23.8	25.5	23.4
32 ガラス及び土石製品製造業	194.4	195.8	183.1	166.3	165.4	172.9	28.1	30.4	10.2	22.6	22.5	23.1
33 第一次金属製造業	189.3	190.6	178.4	174.9	175.2	172.8	14.4	15.4	5.6	24.3	24.3	24.1
35 機 械 製 造 業	197.6	199.1	184.6	181.8	182.1	179.3	15.8	17.0	5.3	23.8	23.8	23.5
36 電気機械器具製造業	199.0	201.8	182.8	182.0	182.9	176.5	17.0	18.9	6.3	24.4	24.6	23.8
G 卸 売 及 び 小 売 業	178.0	178.6	174.8	170.8	171.5	166.5	7.2	7.1	8.3	23.9	24.1	22.5
J 運 輸 通 信 及 び 其 他 の 公 益 事 業	188.2	188.7	183.4	178.6	178.7	177.3	9.6	10.0	6.1	23.4	23.3	23.7
E 建 設 業	173.5	174.1	170.8	169.4	169.1	170.4	4.1	5.0	0.4	21.4	21.3	21.4
K 88 医 療 保 健 業	200.6	205.3	197.1	183.0	181.8	183.8	17.6	23.5	13.3	24.3	24.4	24.2
生 産 勞 働 者												
D 鉱 業	186.3	187.1	175.9	169.2	169.3	168.1	17.1	17.8	7.8	23.0	23.0	22.8
坑 内	180.8	180.8	—	168.2	168.2	—	12.6	12.6	—	22.4	22.4	—
坑 外	197.0	202.5	175.9	171.3	172.1	168.1	25.7	30.4	7.8	24.1	24.4	22.8
F 製 造 業	196.5	201.4	183.3	180.4	180.6	179.7	16.1	20.8	3.6	23.9	24.2	23.1
20 食 料 品 製 造 業	206.2	212.0	185.9	186.9	188.2	181.6	19.3	23.8	4.3	24.9	25.5	23.0
22 紡 織 業	184.6	205.7	182.9	182.9	195.6	181.9	1.7	10.1	1.0	22.9	24.5	22.7
23 衣服及び身廻品製造業	192.7	205.8	190.8	188.5	200.3	186.8	4.2	5.5	4.0	23.7	25.0	23.5
32 ガラス及び土石製品製造業	194.6	196.9	174.2	164.5	164.3	166.4	30.1	32.6	7.8	22.4	22.4	22.3
33 第一次金属製造業	193.2	191.6	168.9	173.5	174.0	165.6	16.7	17.6	3.4	24.1	24.2	22.9
35 機 械 製 造 業	202.8	202.7	204.3	186.0	185.4	194.9	16.8	17.3	9.4	23.9	23.8	24.6
36 電気機械器具製造業	200.3	203.4	181.9	181.9	183.0	175.5	18.4	20.4	6.4	24.5	24.6	23.7
E 建 設 業	165.6	164.8	168.3	162.6	161.0	168.2	3.0	3.8	0.1	20.4	20.2	21.1
管 理 事 務 及 び 技 術 勞 働 者												
D 鉱 業	192.3	195.2	179.3	15.5	17.6	5.8	176.8	177.6	173.5	25.1	25.1	24.9
F 製 造 業	195.3	197.4	185.8	13.1	14.7	6.0	182.2	182.7	179.8	24.5	24.6	24.0
20 食 料 品 製 造 業	200.4	204.4	187.5	8.9	10.9	2.3	191.5	193.5	185.2	25.7	26.1	24.3
22 紡 織 業	206.9	217.0	190.6	4.4	6.1	1.7	202.5	210.9	188.9	25.3	26.4	23.6
23 衣服及び身廻品製造業	206.5	217.9	191.1	6.4	7.6	4.8	200.1	210.3	186.3	25.0	26.3	23.4
32 ガラス及び土石製品製造業	192.9	188.4	207.8	14.9	14.2	17.0	178.0	174.2	190.8	23.7	23.3	25.3
33 第一次金属製造業	187.6	188.4	184.3	10.0	10.7	6.9	177.6	177.7	177.4	24.6	24.6	24.8
35 機 械 製 造 業	187.3	191.0	171.6	13.7	16.4	2.6	173.6	174.6	169.0	23.7	23.9	22.8
36 電気機械器具製造業	196.9	199.4	184.0	14.9	16.6	6.1	182.0	182.8	177.9	24.4	24.5	23.9
E 建 設 業	194.6	196.2	182.7	7.0	7.7	1.9	187.6	188.5	180.8	23.9	24.0	23.1

(注) 第1表参照

(第3表) 産業、常用労働者の種類及び性別月末及び増加減少推計労働者数並びに産業別臨時及び日雇労働者の月間推計延人員(規模80人以上)

産 業 名	前月末労働者数			本月中の増加			本月中の減少			本月末労働者数			臨時及び日雇労働者の月間推計延人員
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	
全 常 用 勞 働 者													
總 数	52,622	43,557	9,065	1,385	673	712	781	567	214	53,226	43,663	9,563	
D 釦 業	9,578	8,753	852	177	142	35	217	197	20	9,538	8,698	840	
F 製 造 業	25,988	19,734	6,254	1,017	403	614	413	254	159	26,592	19,883	6,705	
20 食 料 品 製 造 業	1,063	842	221	34	11	23	33	23	10	1,064	830	234	
22 紡 織 業	2,301	352	1,949	447	11	436	41	12	29	2,707	351	2,356	
23 衣服及び身廻品製造業	630	112	518	72	4	68	50	2	48	652	114	538	
32 ガラス及び土石製品製造業	1,690	1,492	198	61	53	8	19	19	0	1,732	1,526	206	
33 第一次金属製造業	3,469	3,113	356	104	76	28	69	48	21	3,504	3,141	363	
35 機械製造業	1,814	1,615	199	38	38	0	8	2	6	1,844	1,651	193	
36 電気機械器具製造業	11,764	10,011	1,753	180	157	23	131	99	32	11,813	10,069	1,744	
G 卸売及び小売業	1,727	1,509	218	31	22	9	30	18	12	1,728	1,513	215	
J 運輸通信及びその他公益事業	14,253	12,812	1,441	98	71	27	97	77	20	14,254	12,806	1,448	
E 建設業	3,222	2,577	645	177	139	38	477	361	116	2,922	2,355	567	
K 医療保健業	1,920	803	1,117	100	21	79	39	7	32	1,981	817	1,164	
生 産 勞 働 者													
D 釦 業	8,153	7,581	572	147	126	21	192	179	13	8,108	7,528	580	
坑 内	5,356	5,356	—	82	82	—	124	124	—	5,314	5,314	—	
坑 外	2,797	2,225	572	65	44	21	68	55	13	2,797	2,214	580	
F 製 造 業	17,718	12,980	4,738	830	280	550	333	203	130	18,215	13,057	5,158	
20 食 料 品 製 造 業	752	603	149	28	11	17	26	18	8	754	596	158	
22 紡 織 業	2,014	173	1,841	441	10	431	35	7	28	2,420	176	2,244	
23 衣服及び身廻品製造業	559	70	489	64	2	62	46	46	0	577	72	505	
32 ガラス及び土石製品製造業	1,464	1,316	148	48	47	1	19	19	0	1,493	1,344	149	
33 第一次金属製造業	2,252	2,107	145	62	57	5	52	35	17	2,262	2,129	133	
35 機械製造業	1,198	1,120	78	27	27	0	2	2	0	1,223	1,145	78	
36 電気機械器具製造業	6,982	5,980	1,002	102	93	9	105	83	22	6,979	5,990	989	
E 建設業	2,362	1,825	537	153	120	33	395	295	100	2,120	1,650	470	
管 理 事 務 及 び 技 術 勞 働 者													
D 釦 業	8,153	7,581	572	147	126	21	192	179	13	8,108	7,528	580	
F 製 造 業	17,718	12,980	4,738	830	280	550	333	203	130	18,225	13,057	5,158	
20 食 料 品 製 造 業	752	603	149	28	11	17	26	18	8	754	596	158	
22 紡 織 業	2,014	173	1,841	441	10	431	35	7	28	2,420	176	2,244	
23 衣服及び身廻品製造業	559	70	489	64	2	62	46	46	0	577	72	505	
32 ガラス及び土石製品製造業	1,464	1,316	148	48	47	1	19	19	0	1,493	1,344	149	
33 第一次金属製造業	2,252	2,107	145	62	57	5	52	35	17	2,262	2,129	133	
35 機械製造業	1,198	1,120	78	27	27	0	2	2	0	1,223	1,145	78	
36 電気機械器具製造業	6,982	5,980	1,002	102	63	9	105	83	22	6,979	5,990	989	
E 建設業	2,362	1,825	537	153	120	33	395	295	100	2,120	1,650	470	

(注) 第1表参照

昭和 29 年 産 農

3. 茶園面積及び製茶について

本県における茶の栽培面積は836町歩で、昭和28年より40町歩(5.2%)増加した。総栽培面積の内訳は集団栽培面積377町歩(45.1%)、散在栽培面積453町歩(54.9%)である。総製茶場は31,019場で機械製茶場92場(0.3%)、半機械製茶場79場(0.2%)、手揉製茶場 30,848場(99.5%)となり、本県においては手揉製茶場が圧倒的に多くなっている。茶の生産

市 郡 別	(昭和29年8月)										
	茶 園 面 積			製 茶 場							
	茶栽培現在面積			市町村内の総場数				左欄の内原料を主として購入したものの			
	集団栽培	散在栽培	計	機械製茶	半機械	手揉	計	機 械	半機械	手揉	計
畝	畝	畝	場	場	場	場	場	場	場	場	
總 数	377.30	458.45	835.75	92	79	30,848	31,019	61	5	1,680	1,746
水 戸 市	45	—	45	—	—	150	150	—	—	—	—
日 立 市	—	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—
土 浦 市	7.50	5.00	12.50	1	—	350	351	—	—	—	—
古 河 市	2.59	86	3.45	4	—	10	14	4	—	—	4
石 岡 市	2.30	1.20	3.50	1	—	421	422	1	—	—	1
下 館 市	—	1.22	1.22	—	—	194	194	—	—	13	13
結 城 市	12.06	5.93	17.99	3	—	375	378	3	—	1	4
竜ヶ崎 市	1.58	58	2.16	—	—	44	44	—	—	13	13
那珂湊 市	—	12	12	—	—	5	5	—	—	—	—
下 妻 市	5.41	1.10	6.51	1	—	57	58	1	—	—	1
水海道 市	1.22	2.24	3.46	—	—	214	214	—	—	8	8
常陸太田市	10	1.17	1.27	—	—	351	351	—	—	—	—
勝 田 市	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—
高 萩 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東茨城 郡	1.35	29.55	30.90	4	—	2,549	2,557	2	—	402	404
西茨城 郡	1.23	9.71	10.94	1	35	1,253	1,254	—	—	63	63
那 珂 郡	16.57	47.23	63.80	—	—	4,601	4,601	—	—	349	349
久 慈 郡	24.61	55.99	80.60	15	—	2,581	2,631	—	—	47	47
多 賀 郡	1.66	7.11	8.77	—	9	1,974	1,974	—	—	40	40
鹿 島 郡	1.79	7.17	8.96	—	—	2,726	2,726	—	—	314	314
行 方 郡	3.69	15.53	19.22	—	—	2,511	2,520	—	—	61	61
稻 敷 郡	17.79	13.05	30.84	2	1	862	864	—	—	26	26
新 治 郡	18.33	14.88	33.21	—	—	3,332	3,332	—	—	159	159
筑 波 郡	5.94	15.27	21.21	—	1	730	731	—	—	18	18
真 壁 郡	11.37	10.97	22.34	—	—	1,201	1,201	—	—	31	31
結 城 郡	15.16	30.01	45.17	6	3	841	850	4	1	14	19
猿 島 郡	224.09	165.20	389.29	53	27	3,244	3,324	45	4	106	155
北相馬 郡	51	17.26	17.77	1	—	272	273	1	—	15	16

作物実収高 (その3)

量は411,086貫で、うち普通煎茶307,586貫(74.8%)、番茶90,363貫(22%)、玉緑茶1,702貫(0.4%)、ひき茶500貫(0.1%)、紅茶366貫(0.1%)、玉露204貫(0%)、その他10,380貫(2.5%)となり、主産地は猿島郡で作付面積において46.5%、製茶数量では59.7%を占めている。

市郡別	製茶数量 (昭和29年8月)														
	市町村内の総場数の総生産量									原料生葉を主として購入した生産量					
	玉露	ひき茶	普通煎茶	玉緑	番茶	紅茶	その他	計	普通煎茶	玉緑	番茶	紅茶	その他	計	
總数	204	500	307,586	1,702	90,363	366	10,380	411,086	162,881	1,000	70,927	17	4,863	239,688	
水戸市	—	—	1,000	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	
日立市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
土浦市	—	—	2,500	—	—	—	—	2,500	—	—	—	—	—	—	
古河市	—	—	15,400	—	5,600	—	—	21,000	15,000	—	5,600	—	—	20,600	
石岡市	—	—	955	—	70	—	—	1,025	260	—	—	—	—	260	
下館市	—	—	305	—	—	—	—	305	130	—	—	—	—	130	
結城市	—	—	9,900	—	7,500	—	—	17,400	8,250	—	6,500	—	—	14,750	
竜ヶ崎	—	—	120	—	120	—	—	240	30	—	—	—	—	30	
那珂湊	—	—	35	—	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	
下妻市	—	—	40	20	5	—	—	65	20	15	15	—	—	50	
水海道市	—	—	420	—	20	—	—	440	50	—	—	—	—	50	
常陸太田市	—	—	487	1	35	—	—	523	—	—	—	—	—	—	
東茨城郡	—	—	7,738	80	100	—	582	8,500	1,300	—	—	—	93	1,393	
西茨城郡	—	—	3,586	—	1,065	—	102	4,753	75	—	—	—	—	75	
那珂郡	—	—	12,300	—	20	—	55	12,375	1,444	—	—	—	3	1,447	
久慈郡	10	—	25,483	100	6,532	—	3,210	34,320	228	—	25	—	18	263	
多賀郡	—	—	2,430	—	805	296	—	3,531	18	—	—	17	—	35	
鹿島郡	—	—	8,599	—	542	—	265	9,406	228	—	121	—	—	349	
行方郡	—	—	4,778	36	318	—	326	5,458	167	—	—	—	19	186	
稲敷郡	—	430	8,541	370	950	—	143	10,434	65	—	18	—	—	83	
新治郡	—	—	8,986	—	493	—	100	9,579	386	—	—	—	—	386	
筑波郡	—	—	3,367	61	135	—	—	3,563	345	—	—	—	—	345	
真壁郡	50	—	3,638	—	2,640	70	800	7,198	255	—	28	—	—	283	
結城郡	14	—	5,509	15	449	—	3,620	9,607	380	—	110	—	3,600	4,090	
猿島郡	130	70	179,957	1,019	62,400	—	2,177	245,793	132,453	985	57,220	—	1,130	191,788	
北相馬郡	—	—	1,512	—	524	—	—	2,036	1,805	—	1,290	—	—	3,095	

4. 普通農作物実収高について (その三)

普通農作物には、雑穀、豆類、いも類、蔬菜類が含まれており、その作付面積、反当収量、実収高の市郡別は下表のとおりである。

市郡別	区 分	普通農作物実収高(その三) 昭和29年11月											
		大豆			小豆			あわ			そば		
		作面	反収	実収	作面	反収	実収	作面	反収	実収	作面	反収	実収
總	数	17,475.21	695	121,451	3,708.71	56220,851	1,810.69	928	16,797	1,358.06	814	11,062	
水戸市	戸立市	19.04	550	655	53.02	400	212	7.14	1,300	93	3.15	800	25
水戸市	立市	11.29	950	107	7.20	653	47	4.41	1,156	51	7	714	0
水戸市	古河市	135.81	900	1,222	46.61	600	280	33.02	1,600	528	26.87	1,600	430
水戸市	岡市	22.27	700	156	9.17	590	54	13.81	700	97	1.01	710	7
水戸市	石岡市	174.49	840	1,470	46.96	600	282	20.82	1,100	229	1.99	1,200	24
下結市	館城市	314.79	1,000	3,148	66.09	700	463	1.66	1,100	18	1.37	800	11
下結市	ケケ市	226.05	650	1,469	73.44	400	294	43.72	1,000	437	8.58	600	51
下結市	那珂市	375.07	600	2,250	38.53	500	193	3.11	800	25	18	900	2
下結市	妻市	18.30	750	137	4.50	450	20	9.97	800	79	43	550	2
下結市	下妻市	361.40	744	2,689	89.35	650	580	21.40	1,000	214	2.06	1,200	25
水戸市	海道市	498.67	800	3,989	58.83	700	412	9.91	1,600	159	1.19	1,200	14
水戸市	常陸市	395.20	750	2,964	23.49	800	188	4.83	800	39	25.17	1,200	302
水戸市	勝田市	245.57	600	1,473	48.62	500	243	11.68	600	70	14.10	800	113
水戸市	高萩市	70.32	800	563	40.25	500	201	77	400	3	55	700	4
水戸市	東茨城市	1,789.08	659	11,782	387.50	517	2,004	156.52	1,012	1,584	120.75	964	1,164
西茨城郡	那珂郡	760.54	543	4,132	199.36	407	811	33.13	930	308	97.98	678	664
西茨城郡	久慈郡	1,746.72	799	13,957	283.65	580	1,645	55.57	933	518	181.92	902	1,641
西茨城郡	多賀郡	1,286.52	762	9,798	302.66	619	1,875	76.83	806	619	445.89	815	3,632
西茨城郡	鹿島郡	263.73	724	1,909	132.34	516	684	50.45	1,030	525	1.57	700	11
西茨城郡	鹿島郡	660.29	555	3,665	159.03	433	688	94.38	1,024	966	20.79	1,029	214
行方郡	新方郡	714.41	555	3,963	133.24	444	632	188.13	867	765	7.46	563	43
行方郡	新方郡	1,138.64	942	10,728	232.52	600	1,397	44.41	931	413	8.47	908	77
行方郡	新方郡	1,143.45	605	6,916	276.09	418	1,154	121.12	821	994	29.02	707	205
行方郡	新方郡	1,274.50	571	7,289	193.38	509	986	100.68	716	721	47.97	544	265
行方郡	新方郡	1,092.82	558	6,098	199.82	509	1,018	51.94	720	374	78.31	609	477
結城郡	北馬郡	719.05	588	4,229	144.67	462	669	96.01	1,127	1,082	57.43	821	464
結城郡	北馬郡	1,100.82	700	7,705	356.65	844	3,012	483.86	1,068	5,168	165.08	733	1,111
結城郡	北馬郡	816.37	856	6,988	101.74	793	807	71.41	1,008	720	8.70	966	84

市郡別	区 分	普通農作物実収高(その三) 昭和29年11月											
		もろこし			いんげんまめ(未成熟)			いんげんまめ(乾燥種実)			さといも		
		作面	反収	実収	作面	反収	実収	作面	反収	実収	作面	反収	実収
總	数	278.54	1,071	2,983	156.04	247	385,799	216.49	628	1,360	2,342.92	345	8,072,103
水戸市	戸立市	1.56	1,000	16	23	200	460	36	450	2	26.82	500	134,100
水戸市	立市	13	769	1	—	—	—	60	500	3	6.13	500	30,650
水戸市	古河市	15.25	1,600	244	1.09	120	1,200	3.00	800	24	22.40	600	134,400
水戸市	石岡市	95	780	7	1.50	222	1,830	—	—	—	9.05	260	23,530
水戸市	岡市	2.26	1,200	27	31	200	620	1.88	1,000	19	16.87	400	67,480
下結市	館城市	31	1,500	5	10.04	200	20,050	3.00	600	18	56.91	400	227,640
下結市	ケケ市	4.13	900	37	4.06	150	6,090	3.26	800	26	72.64	270	196,100
下結市	那珂市	54	1,000	5	3.00	300	9,000	4.00	500	20	45.90	400	183,600
下結市	妻市	47	950	4	—	—	—	10.00	450	45	15.08	450	67,860
下結市	下妻市	1.06	850	9	4.31	160	6,896	3.20	450	14	39.23	500	196,000
水戸市	海道市	3.03	1,200	36	14.40	400	57,650	20.30	1,000	200	36.74	600	220,440
水戸市	常陸市	36	1,500	5	6.23	420	26,170	40	800	3	18.88	380	71,740

区 分	もろこし			いんげんまめ(未成熟)			いんげんまめ(乾燥)			さといも		
	作面	反収	実収	作面	反収	実収	作面	反収	実収	作面	反収	実収
市郡別	畝	合	石	畝	反	石	畝	合	石	畝	反	石
勝田市	2.02	1,188	24	1.70	350	5,950	10.00	550	55	35.13	500	175,650
高萩市	12	500	1	10	100	100	40	800	3	11.89	350	41,615
東茨城郡	32.55	1,247	406	5.87	222	13,051	10.31	855	84	226.01	345	779,353
西茨城郡	3.83	940	36	4.87	252	12,258	6.50	492	32	88.81	274	243,113
那珂郡	15.24	873	133	5.19	152	7,895	18.29	437	80	182.05	374	680,666
久慈郡	7.92	631	50	3.73	174	6,490	20.64	596	123	146.72	295	432,180
多賀郡	1.16	625	6	1.86	261	4,850	20.49	527	108	67.39	293	197,701
鹿島郡	22.69	1,000	227	30	150	450	66	303	2	105.03	323	339,415
行方郡	10.87	923	100	5.50	197	10,867	5.69	633	36	50.00	319	159,747
稲敷郡	10.96	893	98	4.36	126	5,499	7.38	596	44	182.23	312	569,102
新治郡	13.24	902	119	9.32	170	15,869	6.85	559	38	101.37	276	279,308
筑波郡	38.24	944	361	39.57	233	92,350	40.56	549	223	185.77	330	614,870
真壁郡	7.92	1,060	84	4.35	155	6,728	2.83	519	15	117.29	304	356,585
結城郡	9.85	1,147	113	4.64	576	26,740	71	560	4	98.26	382	374,978
猿島郡	68.17	1,168	796	14.99	188	28,178	8.24	753	62	309.96	297	921,548
北相馬郡	3.71	889	33	4.61	402	18,528	6.94	1,110	77	68.36	516	352,732

区 分	普通農作物実収高(その三) 昭和29年11月											
	結球白菜			甘藷			とうがらし			れんこん		
	作面	反収	実収	作面	反収	実収	作面	反収	実収	栽培面	収穫面	実収
市郡別	畝	反	石	畝	反	石	畝	反	石	畝	畝	石
總数	1,968.17	631	12,423,660	25,460.39	440	112,038,360	141.44	5780,728	138.83	133.10	331,033	
水戸市	7.30	300	21,900	179.58	450	808,110	20	20	40	—	—	—
戸田市	1.20	500	6,000	23.13	500	115,650	1	30	3	—	—	—
日立市	20.00	600	120,000	378.23	700	2,647,610	70	80	560	18.00	18.00	15,000
古河市	5.50	448	24,640	26.52	342	90,698	—	—	—	20	20	600
石岡市	12.10	500	60,500	205.67	450	925,515	3.84	30	1,152	52	52	1,240
下館市	13.10	300	39,300	310.75	400	1,243,000	7.60	100	7,600	40	40	800
結城市	47.21	350	165,200	452.36	380	1,718,900	3.17	50	1,600	81	81	3,000
竜ヶ崎市	13.00	400	52,000	191.16	300	573,480	50	55	275	—	—	—
那珂市	80	450	3,600	601.12	550	3,306,160	—	—	—	—	—	—
下妻市	40.75	500	203,750	265.54	500	1,327,700	5.79	50	2,895	1.34	30	600
水海道市	5.21	1,000	50,000	207.70	400	830,800	1.86	30	558	45	40	1,400
常陸太田市	29.86	650	203,090	87.98	450	385,910	9	25	22	40	38	1,330
勝田市	45.30	700	317,100	1,064.99	480	5,112,000	—	—	—	—	—	—
高萩市	4.13	300	12,390	67.30	380	255,710	—	—	—	—	—	—
東茨城郡	73.83	466	344,027	2,445.04	389	9,517,447	9.73	68	6,640	50	50	2,500
西茨城郡	64.40	422	271,664	800.78	371	2,970,952	4.17	64	2,655	—	—	—
那珂郡	107.01	497	531,610	1,697.91	478	8,110,525	6.09	28	1,707	—	—	—
久慈郡	102.22	495	505,989	531.04	363	1,924,956	1.30	31	410	—	—	—
多賀郡	50.56	480	242,715	384.58	326	1,253,144	48	109	525	—	—	—
鹿島郡	10.84	410	44,465	5,979.93	526	31,455,781	11.97	66	7,822	—	—	—
行方郡	26.19	700	82,874	1,672.32	383	6,400,521	3.74	29	1,091	3.38	3.27	6,313
稲敷郡	59.47	566	320,125	1,396.73	385	5,376,183	4.03	87	3,505	80.84	76.37	231,090
新治郡	127.03	582	739,558	1,363.92	384	5,244,116	11.38	47	5,321	28.45	28.45	56,300
筑波郡	58.31	524	305,780	1,071.51	442	4,740,063	1.59	70	1,120	—	—	—
真壁郡	151.51	614	930,963	1,156.37	430	4,969,682	2.17	40	871	—	—	—
結城郡	304.16	855	2,600,130	676.86	391	2,646,305	2.55	85	2,175	2.64	2.60	8,850
猿島郡	534.01	695	3,711,185	1,844.38	365	6,776,814	23.87	47	11,070	90	90	2,010
北相馬郡	56.17	735	412,805	376.59	345	1,310,625	34.61	61	21,111	—	—	—

昭和29年における本県

病名別 月別		細菌性赤痢		疫痢		腸チフス		パラチフス	
		C	D	C	D	C	D	C	D
1	月	66	5	20	13	—	1	1	—
2	//	64	3	30	17	—	—	1	—
3	//	80	6	41	33	1	—	2	1
4	//	105	3	57	25	1	—	3	—
5	//	136	1	59	32	5	—	5	—
6	//	151	4	69	36	3	1	2	1
7	//	190	2	127	39	9	—	3	—
8	//	320	4	123	69	3	—	—	—
9	//	296	6	114	60	5	1	2	—
10	//	145	2	60	33	4	1	1	—
11	//	77	4	34	25	6	—	3	—
12	//	60	1	33	11	2	—	—	—
計		1,690	41	767	393	39	4	23	2
昭和28年		2,396	43	924	472	35	8	19	—
比較増減		- 706	- 2	- 157	- 79	4	- 4	4	2

病名別 月別		ましん		百日咳		破傷風		トラホーム	
		C	D	C	D	C	D	C	D
1	月	9	1	138	4	7	2	112	—
2	//	16	—	72	8	5	7	49	—
3	//	12	3	120	8	6	5	61	—
4	//	65	5	164	16	10	6	81	—
5	//	114	6	211	7	7	5	105	—
6	//	135	14	147	19	1	—	314	—
7	//	120	10	180	12	7	6	76	—
8	//	104	15	152	14	8	7	105	—
9	//	18	2	43	9	4	6	431	—
10	//	18	1	9	1	7	5	36	—
11	//	28	7	8	2	7	5	32	—
12	//	65	7	8	—	4	4	29	—
計		704	71	1,252	100	73	58	1,431	—
昭和28年		1,360	114	1,070	50	57	59	2,192	—
比較増減		- 656	- 43	182	50	16	- 1	- 761	—

病名別 月別		梅毒		りん病		軟性下疳	
		男	女	男	女	男	女
1	月	12	10	21	9	5	—
2	//	14	7	14	16	6	2
3	//	22	16	29	12	10	1
4	//	18	27	23	17	6	1
5	//	21	22	24	7	4	—
6	//	17	29	27	21	3	1
7	//	15	18	19	8	4	1
8	//	15	8	18	7	2	—
9	//	25	34	25	6	7	2
10	//	12	9	23	5	6	1
11	//	5	13	27	8	2	—
12	//	36	14	31	20	4	—
計		217	207	281	136	59	9
昭和28年		186	189	286	174	46	19
比較増減		31	18	- 5	- 38	13	- 10

(注) 表頭中のCは患者数、Dは死者数である。

の伝染病の発生状況

(衛生部医務課調)

猩 紅 熱		ジフテリヤ		日 本 脳 炎		呼吸器系の結核		そ の 他 の 結 核	
C	D	C	D	C	D	C	D	C	D
8	—	16	3	—	—	390	85	33	23
12	—	8	2	—	—	386	75	32	15
11	—	11	—	I	—	432	95	61	18
11	I	13	2	—	—	611	72	61	12
8	—	5	—	—	—	593	77	62	8
23	—	8	4	—	—	—	—	—	—
17	—	7	2	5	—	513	82	52	17
24	—	5	I	11	4	532	50	53	11
56	I	13	I	43	10	555	65	54	23
62	—	20	2	14	4	714	45	64	14
72	I	44	3	2	I	523	55	41	7
24	—	41	4	I	—	445	74	47	14
328	3	191	24	78	19	397	45	36	10
98	I	149	24	49	17	6,091	820	596	172
230	2	42	—	29	2	6,078	889	555	228
						13	-69	41	-56
フ イ ラ リ ア		イ ン フ ル エ ン ザ		再 発 マ ラ リ ア		急 性 灰 白 髄 炎		ら い	
C	D	C	D	C	D	C	D	C	D
—	—	I	I	—	—	3	2	2	—
—	—	I	—	—	—	I	I	I	—
2	I	—	—	—	—	I	—	—	—
—	—	—	—	—	—	I	I	I	—
3	—	—	—	—	—	I	I	—	—
I	—	—	—	—	—	4	2	—	—
—	—	—	—	—	—	3	I	I	—
I	—	—	—	—	—	3	I	—	—
—	—	119	—	—	—	10	2	—	—
—	—	—	—	—	—	3	2	—	—
—	—	—	—	—	—	—	I	—	—
7	I	121	1	—	I	—	3	—	—
—	—	43	39	4	2	30	17	5	—
7	I	78	-38	-4	-I	46	18	5	—
						-16	-I	—	—
そ け い り ん ば 肉 芽 し ゅ 症		ア メ ー バ ー 性 赤 痢		食 中 毒		流 行 性 脳 脊 髄 膜 炎			
男	女	C	D	C	D	C	D		
—	—	—	—	I	I	2	2		
I	—	I	—	—	—	I	—		
—	—	I	—	76	—	2	—		
—	—	I	—	—	—	2	2		
—	—	3	—	—	—	2	I		
—	—	I	—	—	—	5	I		
—	—	—	—	—	—	3	2		
—	—	—	—	47	4	4	—		
—	—	—	—	241	I	I	I		
—	—	—	—	32	3	3	I		
—	—	—	—	7	—	I	I		
—	—	—	—	I	2	—	—		
1	—	7	—	405	11	26	11		
—	—	7	I	39	3	35	8		
I	—	—	-I	316	8	-9	3		

本 県 に お け る 商 業

昭和29年商業統計調査結果表(甲)法人の商店及

区 市 別	商 店 数 の 内 訳					従 業 者 数						
	総 数	本 支 店 別		経 営 組 織 別		事 業 主	家 族 従 業 者	会 社 及 び 団 体 の 有 給 役 員	常 用 労 働 者	合 計	臨 時 日 働 雇 の 者	
		本 店	支 店	個 人	法 人							
合 計	5,318	4,892	426	2,618	2,700	2,580	2,472	6,565	16,604	28,221	780	
水 戸 市	897	809	88	322	575	321	289	1,478	4,084	6,172	106	
日 立 市	321	257	64	179	142	171	173	312	1,101	1,757	34	
土 浦 市	340	285	55	160	180	159	160	407	1,120	1,846	35	
古 河 市	289	276	13	142	147	142	117	384	694	1,337	18	
石 岡 市	182	160	22	103	79	103	105	160	676	1,044	11	
下 館 市	226	215	11	97	129	94	110	330	882	1,416	11	
結 城 市	155	134	21	54	101	54	64	236	374	728	24	
竜ヶ崎 市	110	103	7	59	51	59	53	125	351	588	14	
那珂湊 市	122	118	4	66	56	63	82	150	292	587	21	
下 妻 市	81	77	4	37	44	37	40	114	267	458	13	
水海道 市	117	106	11	68	49	69	69	156	265	559	16	
常陸太田 市	151	145	6	51	100	51	54	255	505	865	6	
東茨城 郡	281	272	9	145	136	142	144	257	699	1,242	69	
西茨城 郡	197	190	7	100	97	100	95	229	489	913	37	
那 珂 郡	229	214	15	123	106	122	89	181	584	976	20	
久 慈 郡	204	187	17	100	104	100	73	209	438	820	9	
多 賀 郡	334	308	26	236	98	227	226	199	957	1,609	97	
鹿 島 郡	166	160	6	94	72	90	67	223	333	713	7	
行 方 郡	92	85	7	74	18	74	71	61	231	437	21	
稻 敷 郡	147	142	5	76	71	73	72	321	457	923	11	
新 治 郡	53	51	2	35	18	34	41	30	157	262	16	
筑 波 郡	130	130	—	65	65	65	53	172	273	563	101	
真 壁 郡	128	124	4	74	54	74	62	99	324	559	23	
結 城 郡	63	62	1	25	38	25	20	101	187	333	4	
猿 島 郡	167	153	14	69	98	67	61	266	442	836	34	
北 相 馬 郡	136	129	7	64	72	64	82	110	422	678	22	

調査の結果概要(その5)

び個人商店で常用労働者を有する事業所

(九月一日現在調査)

販売金額(千円)		手 数 料 そ の 他 の サ ー ス 料 (千 円)	営業支出額(千円)			商 品 手 持 額 (千 円)	車 輛 台 数					
8 月 中	1 年 間		給 与 額	そ の 他 の 営 業 支 出 額	合 計		(1) 普 通 型 ト ラ ク ク	(2) 小 型 四 輪 ト ラ ク ク	(3) 三 輪 ト ラ ク ク	(4) 乗 用 車	(5) オ ト ト バ イ	(6) モ ト ー タ ー ス ク ー
4,879,650	60,814,853	490,639	2,081,095	2,862,591	4,943,686	4,903,923	219	462	1,388	46	740	357
1,693,099	22,272,653	90,505	599,277	1,047,491	1,646,768	1,303,239	75	135	201	20	173	96
221,120	2,862,859	29,093	126,116	116,394	242,510	264,334	9	23	53	—	34	22
343,694	4,450,850	14,390	154,856	195,460	350,316	390,608	6	33	72	4	64	44
286,651	3,248,156	17,164	97,023	122,520	219,543	244,733	4	25	52	—	31	18
171,771	2,070,929	5,409	69,915	86,541	156,456	177,323	5	24	62	7	25	6
293,200	3,540,157	14,950	117,038	242,842	359,880	353,448	9	27	49	—	52	17
136,931	1,555,447	18,256	61,451	88,020	149,471	133,380	3	10	45	—	34	19
118,879	1,475,283	8,118	43,841	53,151	96,992	144,547	6	17	24	1	16	9
109,194	1,494,009	4,895	46,254	69,818	116,072	92,875	12	13	34	1	15	8
84,882	812,236	4,140	33,081	53,117	86,198	82,621	2	8	30	—	28	6
85,770	939,825	7,118	33,011	65,828	98,839	99,553	—	11	32	3	10	10
146,555	1,782,121	28,158	76,781	85,483	162,264	166,739	4	19	37	—	30	10
120,102	1,374,142	25,725	70,143	73,122	143,265	221,277	5	10	96	—	23	14
87,333	1,105,513	9,854	56,899	54,371	111,270	131,719	4	4	58	—	19	14
110,023	1,261,233	19,404	54,819	39,063	93,882	139,719	8	13	73	1	20	4
66,970	783,123	10,791	43,797	44,248	88,045	110,346	4	9	55	—	12	10
173,858	2,294,961	46,754	86,868	127,790	214,658	172,868	19	24	74	1	16	11
73,355	889,529	14,767	34,864	37,113	71,977	68,770	10	12	52	—	21	3
87,789	953,560	6,741	18,816	39,618	58,434	66,921	6	6	30	1	24	5
75,309	948,398	21,101	48,502	37,638	86,140	72,192	6	8	34	—	8	2
42,020	574,405	6,997	14,834	18,868	33,702	43,201	—	2	28	—	12	5
51,866	724,921	25,337	37,239	30,151	67,390	88,310	3	3	47	2	19	7
79,684	855,199	14,128	23,719	25,709	59,428	87,363	3	8	46	—	12	4
42,806	547,117	3,951	23,988	22,897	46,885	58,152	—	4	19	1	9	2
115,097	1,206,971	13,478	51,416	53,076	104,492	115,064	4	7	53	1	17	4
61,692	791,256	29,415	46,547	32,262	78,809	74,621	12	7	32	3	16	7

昭和29年商業統計調査乙結果表（個人商店で常用労働者を有しない事業所）

（九月一日現在調査）

区 市 郡 別	分 店 数	従業者数				臨時 日雇 の 労働者	商 品 販 売 額 等 (8月1日から同月31日まで1ヶ月間の実績) (千円)			
		事業主及び家族従業者			計		販 売 額		計	手 数 料 そ の 他 の サ ー ビ ス 料
		男	女	計			卸 売	小 売		
合 計	27,628	25,388	21,260	46,648	428	215,444	1,661,983	1,877,427	21,547	
水 戸 市	1,611	1,342	1,407	2,749	10	12,964	96,745	109,709	994	
日 立 市	822	674	767	1,441	25	5,332	63,686	69,018	552	
土 浦 市	1,258	1,126	1,079	2,205	32	25,966	112,420	138,386	578	
古 河 市	785	739	452	1,191	15	8,592	44,423	53,015	345	
石 岡 市	529	483	432	915	15	5,098	31,148	36,246	396	
下 館 市	845	791	662	1,453	9	8,956	46,909	55,865	973	
結 城 市	688	691	371	1,062	7	12,486	35,156	47,642	493	
竜ヶ崎 市	594	536	457	993	—	4,778	33,624	38,402	374	
那珂湊 市	570	567	393	960	6	4,728	44,164	48,892	520	
下 妻 市	542	577	350	927	6	7,265	37,860	45,125	388	
水海道 市	635	600	449	1,049	5	7,394	27,424	34,818	292	
常陸太田 市	457	449	369	818	22	7,063	29,603	36,666	527	
東 茨 城 郡	1,786	1,711	1,466	3,177	18	13,251	100,657	113,908	815	
西 茨 城 郡	1,250	1,146	991	2,137	16	7,445	66,206	73,651	600	
那 珂 郡	1,726	1,522	1,223	2,745	12	7,991	82,847	90,838	1,375	
久 慈 郡	1,332	1,247	1,098	2,345	39	9,781	70,646	80,427	1,037	
多 賀 郡	1,732	1,507	1,551	3,058	67	13,344	128,511	141,855	1,005	
鹿 島 郡	1,619	1,413	1,230	2,643	9	4,959	125,963	130,922	3,385	
行 方 郡	1,070	995	809	1,804	43	10,474	60,009	70,483	563	
稻 敷 郡	1,316	1,180	1,090	2,270	—	6,345	72,432	78,777	696	
新 治 郡	760	646	657	1,303	7	4,294	48,042	52,336	653	
筑 波 郡	1,409	1,299	1,034	2,333	17	5,434	64,175	69,609	1,212	
真 壁 郡	1,099	1,060	680	1,740	4	4,522	57,430	61,952	645	
結 城 郡	753	733	499	1,232	13	3,046	37,856	40,902	447	
猿 島 郡	1,604	1,576	1,103	2,679	18	8,897	79,891	88,788	2,252	
北 相 馬 郡	836	778	641	1,419	13	5,039	64,156	69,195	430	

毎月人口世帯異動調査結果速報

(昭和30年6月分)

茨城県総務部調査課

— 結果の概況 —

6月中の人口異動において特に著しい変化を見せたのは、出生数が急激に減少したことである。すなわち第1表 前月との比較でみられるとおり前月より594人少なくなっており比率にして16%の減少となっている。

なお、これに対し死亡数は前月とほとんど変りがなく

わずかに1%の低下を見せたのに過ぎない。従つて本月の出生と死亡の割合は、出生100人に対し死亡が42となつており、前月の35人に比べて7%の増加となつている。

なお本月の出生数及び死亡数は過去2年間における最低記録を示した。

1. 前月との比較

月別	区分	世帯数	人			移動内訳	
			総数	男	女	県内	県外
5 6 増	月月 減	383,322	2,069,394	1,006,698	1,062,696	5,135	4,667
		383,585 263	2,070,653 1,259	1,007,291 593	1,063,362 666	3,795 △1,340	3,473 △1,194

月別	区分	移動内訳				その他	
		県内	県外	出生	死亡	増加	減少
5 6 増	月月 減	3,502	5,585	3,694	1,304	1,233	1,068
		2,840 △662	3,840 △1,745	3,100 △594	1,298 △6	388 △845	253 △815

2. 市郡別世帯数及び人口数

(注) △印は減をあらわす

市郡別	区分	世帯数		人					
		計	外国人	総数	男	女			
県市	計	(1,209)	383,585	(4,695)	2,070,653	(2,639)	1,007,291	(2,055)	1,063,362
水戸	計	(652)	145,106	(2,582)	723,234	(1,473)	350,748	(1,109)	372,486
土古	計	(48)	23,442	(175)	109,678	(99)	52,702	(76)	56,976
石岡	計	(160)	27,205	(668)	130,854	(378)	65,170	(290)	65,684
下結	計	(125)	15,915	(427)	72,349	(250)	35,186	(177)	37,163
竜ヶ崎	計	(34)	8,026	(164)	40,297	(83)	18,726	(81)	21,571
海	計	(14)	7,208	(56)	36,278	(34)	17,557	(22)	18,721
鹿嶋	計	(71)	9,614	(318)	52,895	(187)	25,583	(131)	27,312
水戸	計	(20)	6,882	(80)	39,659	(47)	19,101	(33)	20,558
常陸	計	(79)	6,648	(289)	34,366	(160)	16,685	(129)	17,681
勝高	計	(23)	6,842	(75)	33,182	(44)	15,453	(31)	17,729
郡	計	(12)	5,609	(51)	32,270	(32)	15,498	(19)	16,772
東	計	(36)	6,296	(176)	34,030	(100)	16,358	(76)	17,672
茨	計	(22)	7,786	(70)	39,798	(39)	19,380	(31)	20,418
西	計	(8)	7,090	(33)	36,227	(20)	17,801	(13)	18,426
那	計	(557)	238,479	(2,112)	1,347,419	(1,166)	656,543	(946)	690,876
久	計	(13)	27,605	(74)	149,240	(33)	72,389	(41)	76,851
多	計	(54)	17,574	(227)	95,228	(132)	46,692	(95)	49,536
鹿	計	(52)	21,036	(190)	115,021	(109)	56,331	(81)	58,690
行	計	(79)	14,628	(309)	79,928	(155)	38,800	(154)	41,128
新	計	(20)	14,591	(62)	74,401	(37)	37,282	(25)	37,119
筑	計	(87)	21,299	(330)	125,321	(182)	60,846	(148)	64,475
真	計	(17)	12,995	(90)	75,645	(55)	36,658	(35)	38,987
結	計	(52)	20,596	(161)	115,106	(96)	56,117	(65)	58,989
猿	計	(22)	15,919	(57)	90,086	(34)	44,252	(23)	45,834
北	計	(76)	17,215	(298)	98,524	(155)	48,172	(143)	50,349
馬	計	(18)	13,902	(50)	82,068	(28)	39,852	(22)	42,216
	計	(7)	9,402	(40)	57,129	(20)	27,734	(20)	29,395
	計	(32)	20,384	(113)	126,366	(63)	61,112	(50)	65,254
	計	(28)	11,333	(111)	62,356	(67)	30,303	(44)	32,053

()内は外国人の内書

生産動態統計調査

昭和30年6月度分

織 維 部 門

(調査課商工調査係)

本表は、生産動態統計調査規則に定められている繊維工場を調査対象としたものであるが、特紡糸和紡糸以外の紡績工場、および抽出調査工場は含まれていない。

(1) 工場、労務者及び設備運転状況

部門別	業種別	工場数			在籍従業員			設備					
		全工場	操業	操業度	男	女	計	機種	単位	運転可能	運転不能	実働	稼働率
		364	354	97	552	1,621	2,173	—	—	—	—	—	—
紡績	特紡糸 和紡糸	7	7	100	29	96	125	紡リ和 機シ紡 計グ機	錘 〃 〃	17,104 2,896 14,208	6,656 — 6,656	— — —	— — —
織物	計 綿織物 絹織物	314 20 294	311 20 291	99 100 99	273 74 199	919 285 634	1,192 359 833	織機計 広巾(27吋以上) 小巾(27吋未満) 手機足踏機	合 〃 〃 〃	1,543 598 300 645	91 46 17 28	1,056 338 144 574	68 57 48 89
製品	メリヤス品	10	10	100	56	137	193	ミシン計 編機手袋以外 横編手袋以下 丸編靴生地	合 〃 〃 〃 〃 〃	40 224 115 69 22 18	28 155 18 103 10 24	24 133 89 11 22 11	60 59 77 16 100 61
	雑織維製品	4	4	100	6	15	21	撚糸機計 製網製網機 手動力製網機	合 〃 〃	1,945 243 233 10	— — — —	835 13 8 5	43 5 3 50
	縫製品	22	15	68	105	404	509	電気裁断機計 ミシンミシン 足踏ミシン	合 〃 〃 〃	23 667 539 128	6 217 184 33	15 280 265 15	65 42 49 12
その他	製綿	7	7	100	83	50	133	梳廻綿切機	合 〃	23 56	— —	12 32	52 57

(2) 生産状況

部門別	品目別	単位	生産高			引渡高			月度末在庫高		
			当月度	前月 100対比	前年同月 100対比	当月度	前月 100対比	前年同月 100対比	当月度	前月 100対比	前年同月 100対比
紡績	計	封度	50,372	88	79	70,957	170	129	24,837	58	128
	落綿糸	〃	37,200	88	69	56,500	206	126	19,450	50	108
	特紡糸	〃	5,000	85	—	5,000	85	—	875	100	—
	和紡糸	〃	8,172	93	81	9,457	110	93	4,512	137	322

(2) 生産状況(続)

部門別	品目別	単位	生産高			引渡高			月度末在庫高		
			当月度	前月	前年同月	当月度	前月	前年同月	当月度	前月	前年同月
				100対比	100対比		100対比	100対比		100対比	100対比
織物	織物	平方碼	277,452	80	104	271,065	84	100	201,411	119	106
	綿織物	〃	142,975	79	128	128,225	83	114	140,420	111	99
	絹織物	〃	41,627	88	933	33,879	62	124	17,253	109	153
	和服用織物	〃	4,100	86	163	3,945	79	137	3,671	104	179
	特入織物	〃	87,058	83	115	95,329	99	136	35,473	82	145
	合成織物	〃	4,360	170	—	4,060	180	135	776	163	161
	計	〃	7,332	128	30	5,617	61	34	3,818	181	20
製品	メリヤス製品	封度打	5,565	118	175	4,009	87	104	5,571	138	173
	メリヤス製品	〃	11,136	116	110	12,782	93	109	7,328	134	161
	メリヤス製品	〃	1,904	100	113	1,605	92	88	624	192	416
	メリヤス製品	〃	32	100	—	32	100	—	—	—	—
	メリヤス製品	〃	7,093	121	128	10,062	104	128	4,483	113	254
	メリヤス製品	〃	2,107	117	73	1,083	46	54	2,221	186	94
	雑織品	計	3,127	85	126	3,300	78	117	7,590	103	132
	雑織品	〃	2,747	111	157	2,661	103	129	5,029	109	121
	雑織品	〃	380	31	—	639	39	84	2,561	91	158
	製品	縫製品	着	1,053	43	184	1,341	65	221	983	77
製品	縫製品	〃	2,066	54	183	2,163	53	212	121	56	31
製品	縫製品	〃	2,580	114	421	2,580	104	29	—	—	—
製品	縫製品	〃	150	24	27	220	40	32	553	89	121
製品	縫製品	〃	229	25	23	416	48	17	618	82	120
製品	縫製品	〃	33,702	132	175	33,677	131	162	9,649	100	153
製品	縫製品	〃	7,194	94	166	8,303	113	217	2,019	65	124
その他	製綿	封度	111,224	94	87	111,291	99	94	31,138	106	483
	製綿	〃	39,055	117	96	37,983	124	102	9,478	121	53
	製綿	〃	72,169	85	83	73,308	90	90	21,659	100	47

(3) 生産の分析

業種別	単位	1工場当り生産高		1労働者当り生産高		業種別	単位	1工場当り生産高		1労働者当り生産高	
		当月	前年同月	当月	前年同月			当月	前年同月	当月	前年同月
和紡績工場	封度	7,196	9,140	403	571	雑織維製品工場	封度	782	618	149	112
綿織物工場	平方碼	6,849	7,484	382	559	縫製品工場	服類着	405	779	12	18
絹織物工場	〃	143	98	49	38	その他	点	2,726	2,045	80	48
メリヤス製品工場	打	1,113	1,122	58	72	製綿工場	封度	15,889	31,882	836	1,129

昭和30年6月度分

機械鑄物部門

索引 番号	製品名 用途別	生 産		出 荷		自己消費	月末在庫
		重 量(kg)	金額(千円)	重 量(kg)	金額(千円)	重 量(kg)	重 量(kg)
01	銑鉄鑄物	113,706	6,217	90,707	5,053	19,968	30,815
02	産業機械器具用	80,916	4,342	69,793	3,785	10,952	10,665
03	繊維機械器具用	—	—	—	—	—	—
04	銑道及び車輛用	7,553	537	7,553	537	—	—
05	電気及び通信機器用	4,550	239	4,550	239	—	—
06	農水産機器用	—	—	—	—	—	—
07	港湾及び船舶機器用	—	—	—	—	—	—
08	雑機械器具用	8,968	512	4,930	290	4,038	—
09	日用製品	7,448	406	3,330	162	1,258	20,150
10	銑型及び銑型定盤	3,720	141	—	—	3,720	—
11	その他	—	—	—	—	—	—
	その	551	40	551	40	—	—

製品名	工場数		月間生産高	月間出荷高	月末在庫高	資材名	消費(kg)	月末在庫(kg)
	対象	操業	前月100対比	前月100対比	前月100対比			
銑鉄鑄物	10	10	109	109	111	銑故鋼	40,442	64,397
						銑銑屑	79,704	20,286
							9,688	2,945

索引 番号	調査項目 製品名 用途別	生 産				その他重量	
		青銅鑄物		黄銅鑄物		重量(kg)	金額(千円)
		重量(kg)	金額(千円)	重量(kg)	金額(千円)		
01	銅合金鑄物	9,646	3,639	3,943	1,194	—	—
02	産業機械器具用	1,781	681	350	105	—	—
03	電気及び通信機器用	6,105	2,321	37	14	—	—
04	銑道及び車輛用	—	—	—	—	—	—
05	港湾及び船舶機器用	—	—	977	353	—	—
06	軸受メタ	501	191	—	—	—	—
07	管継手	—	—	—	—	—	—
08	バルブ	1,055	351	—	772	—	—
09	建用	59	41	2,579	—	—	—
10	その他	145	54	—	—	—	—

製品名	工場数		月間生産高		
	対象	操業	重量(kg)	前月100対比	金額(千円)
銅合金鑄物	7	7	13,589	114	4,833

※ 本表の工場数は下記の定義に基いたものである。
 銑鉄鑄物については従業員10名以上
 銅合金鑄物については従業員5名以上
 を有する工場が調査対象となっている。

昭和30年6月度分

雑 貨 部 門

(対象工場数) 玩具、革靴、陶磁器は5人以上の事業所、漆器、金属洋食器、赤煉瓦は全事業所

業 種	玩 具	革 靴	漆 器	金属洋食器	陶 磁 器	赤 煉 瓦
対 象	3	5	13	1	27	4
操 業	3	5	6	1	21	3
休 止	—	—	7	—	6	1

生産及び出荷状況 (前月対比は前月を100とする)

業 種	区 分 製品名	単 位	生 産 数 量			出 荷 数 量						月 末 在 庫 数 量
			数 量	前月 対比	金 額 (円)	国 内			輸 出			
						数 量	前月 対比	金 額 (円)	数 量	前月 対比	金 額 (円)	
玩 具	金属製玩具	個	36,945	119	1,155,490	4,800	40	76,800	41,157	195	1,254,370	—
	プラスチック製玩具	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	セルロイド製玩具	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
革 靴	男子総革製靴	足	400	89	—	339	102	697,000	—	—	—	—
	婦人総革製靴	〃	123	145	—	99	125	238,000	—	—	—	—
	一部に革以外のものを使用したもの	〃	28	—	—	56	—	92,000	—	—	—	—
	サンダル	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漆 器 (木製)	容 器 類	個	5,150	931	68,000	5,150	931	68,000	—	—	—	30
	食卓子膳、盆 類	〃	850	86	495,000	850	87	495,000	—	—	—	75
	そ の 他	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
金属洋食器	ス プ ー ン	打	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	フ オ ー ク	〃	x	—	x	x	—	x	—	—	—	—
	ナ イ フ	〃	x	—	x	x	—	x	—	—	—	—
陶 磁 器	電気用品	瓦	36,000	129	—	36,000	129	12,642,000	—	—	—	—
	特別高压碍子	〃	3,600	229	—	3,600	229	3,183,000	—	—	—	—
	高压用碍子	〃	2,250	156	—	2,250	156	2,110,000	—	—	—	—
	そ の 他	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
器	厨房用品(その他)	〃	101,218	89	—	98,317	104	1,339,190	—	—	—	98,540
	衛生用品(その他)	〃	6,000	13	—	3,100	17	31,000	—	—	—	7,100
	そ の 他(その他)	〃	16,100	88	—	16,100	87	179,000	—	—	—	6,000
赤 煉 瓦	屯	410	115	—	247.5	70	700,000	—	—	—	162.5	

(備考) 前月末在庫過欠補正 (厨房用品177,999瓦減)



統 計 用 語 の 解 説

〔層別抽出法〕層化抽出法ともいい、調査対象の母集団の分布についての予備知識から、母集団をいくつかの層に分け、各層内の要素はなるべく目的とする特性に関して一様であるようにし、層と層との間ではなるべく不均一になるようにする。そうして各層からあらかじめ定められた個数の標本を任意抽出するのを層別抽出法という。この方法は最近標本調査で多く採用されている。

〔安定帯価格〕ある一定の範囲内に安定させる目的で、

人為的に決める価格をいう。たとえば公安価格が廃止された後の価格は、需要と供給の関係から自然に妥当なところに落付くのが本筋であるけれども、重要物資については、生産者が意識的に生産制限を行って、価格の釣り上げを策するような恐れのある場合、生産者代表と需要家代表が話合つて、最高、最低価格を決めることがある。農林省の勸奨で一部の肥料や薬などに行われている。

編 集 室

◎来る10月1日にはいよいよ国勢調査が行われることになり、市町村の統計関係者の方は、その準備のために何かとお忙しい日を送っておられることと思います。ここで国勢調査の歴史をチヨツトのぞいて見ましょう。国勢調査がわが国で最初に行われたのは大正9年で、次に同14年、昭和5年、同10年、同14年(物の国勢調査)、同22年、同25年と既に7回実施されており、しかし『全国的人口センサス』という意味からすれば、12回だそうである。更に外国における実施回数を見れば次のとおりであります。

アメリカ合衆国…17回	イギリス………15回
フランス………25回	フィンランド…23回
スエーデン………24回	デンマーク……21回
アイスランド……16回	ノールウェー…15回

◎国勢調査としての歴史が、最も古いのはアメリカで、第1回を1,790年に、次はイギリスの1,801年に行われたそうであるから、わが国の1,920年(大正9年)に比べると、丁度120~130年も古いことになる。更にここで単なる人口調査としての歴史を見れば、その余りにも古いことに驚いてしまう。すなわちバビロニアにおいては、西紀前3,600年頃、エジプトにおいて西紀前2,200年頃に行われたらしい。わが国では日本書記によると、崇仁天皇の12年(西紀18年)頃だそうであります。

◎県ではこのたびの国勢調査に当り、本県の予想人口を懸賞募集(26頁の規定参照)しておりますから、奮つて応募され、目出たく金的を射止めてもらいたいと思ひ

ます。

◎本号は国勢調査のための特集号として、編集しましたから紙面の都合上〔調査の窓〕や〔随想〕などを休ましていただきます。なお表紙の写真は夏の筑波山であります。

◎昭和25年6月以来実施されている小売物価統計調査もここに満5ケ年を経過しましたが、この長期に亘り価格報告者として協力された方々に対し、このたび統計局長より感謝状が贈られることになりました。本県の該当者は水戸市の庄司芳松氏外134名である。

◎日立市では国勢調査の円滑な運営を図るために、「日立市国勢調査実施本部」を設置して、これが実施に万全を期しているそうである。(本部長錦木助役、副部長海野庶務課長、調査班長戸祭統計係長)

統 計 だ よ り

☆7月15日……定例各市統計主任会議を統計館において開催。

☆7月16日……昭和30年国勢調査事務打合会を各地方事務所調査課長及び各市統計主任者出席の上、統計館で開催した。

☆7月21、22日……第6回全国統計大会が名古屋市で開催され、本県より柏原課長、川上係長、田中主事、鈴木嘱託、及び各地方事務所、市町村より関係者105名が参加した。

☆7月25日~8月5日……調査課では昭和30年国勢調査指導員の指導のため、各市及び各郡毎に指導打合会議を開催した。

☆8月9日……定例地方事務所調査課長会議を統計館において開催。

☆8月11日……定例各市統計主任会議を統計館において開催。

昭和30年国勢調査予想人口懸賞募集規定

1. 問 題 昭和三十年国勢調査による本県の常住人口は何人です？
2. 応募資格 本県に居住する者に限る。
3. 締 切 昭和30年9月30日（同日消印あるものは有効）
4. 応募方法 用紙は「官製はがき」を用い、人口数は算用数字で記入し、1人1枚に限る。
応募者は住所、氏名、職業、年令を明記すること。
5. 送 り 先 水戸市北三の丸 茨城県総務部調査課内 茨城県統計協会あて
6. 賞 品

1位	置 時 計(1個)	1名
2位	万 年 筆(14金ペン1本)	2名
3位	電 気 スタンド(1組)	5名
4位	シャープペンシル(1本)	25名
7. 審 査
 1. 審査長は昭和30年国勢調査茨城県実施本部長が、審査員は同本部長及びいはらき新聞社員がそれぞれ当る。
 2. 審査の結果総理府統計局における昭和30年国勢調査の結果速報の公表人口に対し、適中者多数のときは抽せんにより、適中者のないときは最も近いものから順次当選者を決定する。なお同数のものがあるときは抽せんによる。
8. 発 表 いはらき新聞紙上および総務部調査課前に掲記すると共に当選者に通知する。（昭和30年12月下旬の予定）

◎国勢が一目でわかるこの調査!!